

# 扶桑商工通信

令和7年10月号

発行 扶桑町商工会

## 【女性部活動報告】 ヨガ教室

9月9日(火)に女性部員の健康増進と交流を図るため、ヨガ教室(女性部員限定)を開催し、ヨガインストラクターの資格を持つ女性部員の大島礼子さん(㈱扶桑クリーン社)に講師をしていただきました。

本教室は9月、10月(10月9日)・11月(11月11日)の全3回シリーズで実施しており、今回はその初回となります。

当日はストレッチヨガを中心に、初心者でも無理なく行える内容で、約1時間のレッスンは女性部ならではの和気あいあいとした雰囲気でした。参加者からは「リラックスできた」「体がすっきりした」といった感想が寄せられ、心も体もほぐれる時間となったようです。

女性部では、視察研修や地域活性化事業等の活動を女性ならではの視点で行っています。ご興味のある方は是非女性部と一緒に活動してみませんか。



## 創業支援事業報告

### 輝く女性の実践創業塾

#### 小さなお店の開き方

9月3日から10月1日にかけて毎週水曜日、全5回シリーズで「輝く女性の実践創業塾」を開催しています。本創業塾は、創業を目指す女性や将来の事業展開を検討している女性を対象にした学びの場として、平成28年度より継続して実施しており、今回で9回目を迎えました。

講師には中小企業診断士・高木富美子先生をお招きし、受講生に寄り添った分かりやすい講義を行っていただいております。全5回のカリキュラムでは、創業の心構えや事業計画の立て方、マーケティングの視点など、創業に関する基礎的な理解を深められる構成となっています。

すでに4回を終え、受講生の皆さんからは「同じ立場の女性と一緒に学べて楽しい」「具体的に創業のイメージが湧いてきた」など、前向きな声が寄せられています。和やかな雰囲気の中で意見交換も活発に行われ、参加者同士の交流も大きな学びとなっています。

最終回には「創業プラン発表会」を予定しており、自らの想いを形にした計画を発表していただきます。また、12月にはイオンモール扶桑で「チャレンジショップ」の開催も予定しています。

す。

来年度も節目の10回目として開催を予定しておりますので、ご興味のある方は商工会までお気軽にご連絡ください。



【10月・11月の事業予定】

事業計画策定セミナー

日時 10月8日(水) 16時〜  
 講師 高橋 広貴 氏  
 場所 扶桑町商工会館 2階

ヨガ教室【女性部】

日時 10月9日(木) 14時〜 11月11日(火) 10時〜  
 場所 扶桑町商工会館 2階

事業継続力強化計画認定取得セミナー【若手後継者等育成事業】

日時 10月28日(火) 19時〜21時  
 講師 平澤 龍一 氏  
 場所 扶桑町商工会館 2階

メッセナゴヤ2025

【リアル】

日時 11月5日(水)〜11月7日(金) 10時〜17時  
 会場 ポートメッセなごや

【オンライン】

期間 10月27日(月)〜11月28日(金)

【新会員紹介】

事業所名	業種
池内建築	建築業
小粋な酒場 よか縁	飲食業
(株)フジ外構	建設業
(株)谷田家具	製造業



1 県内商工会地区における産業全体景況

産業全体は売上額DI・採算DIが悪化、資金繰りDIが低下

今期の産業全体の景況は、売上額DIが△12.4、採算DIが△28.3となり、対前期比でそれぞれ11.3ポイント、12.1ポイント悪化し、資金繰りDIは△20.2となり対前期比で6.9ポイント低下となった。

次期は、すべての指標とも好転する見通しである。

産業全体の主要3DIの対前年同期比推移

- ・売上額DI △12.4(対前期比 △11.3悪化) 次期予想 △10.7(対前期比 1.7好転)
- ・採算DI △28.3(対前期比 △12.1悪化) 次期予想 △21.5(対前期比 6.8好転)
- ・資金繰りDI △20.2(対前期比 △6.9低下) 次期予想 △14.2(対前期比 6.0好転)

産業全体景況天気

時 期	売上額DI	採算DI	資金繰りDI
2024年7月〜9月	△5.6 ↓	△22.7 ↓	△7.5 ↓
2024年10月〜12月	△8.9 ↓	△22.4 ↗	△10.0 ↓
2025年1月〜3月	△1.1 ↗	△16.2 ↗	△13.3 ↓
2025年4月〜6月	△12.4 ↓	△28.3 ↓	△20.2 ↓
2025年7月〜9月(見通し)	△10.7 ↗	△21.5 ↗	△14.2 ↗



国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

- 他にもこんな特徴があります。
- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
  - 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- ※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

